

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500556号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500073号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を、平成25年12月10日は43万4,000円、平成26年6月30日は41万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月10日及び平成26年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年12月10日及び平成26年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月10日
② 平成26年6月30日

請求期間①及び②について、A事業所から賞与を支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA事業所における2013(平成25)年及び2014(平成26)年の賃金台帳により、請求者は請求期間①及び②に賞与を支給され、各賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額の記録を、請求期間①は43万4,000円、請求期間②は41万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所において社会保険事務を担当していた社会保険労務士が当該事業所を継承した事業所であるとするB事業所の事業主は、平成25年12月10日及び平成26年6月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。